

CONDITIONS OF CARRIAGE

国際運送約款

Effective from December 28, 2024

2024(令和 6)年 12 月 28 日発効

Nippon Cargo Airlines Co., Ltd.

1-18-16 Hamamatsucho,

Minato-ku, Tokyo,

Japan

日本貨物航空株式会社

東京都港区浜松町一丁目 18 番 16 号

国 際 運 送 約 款

- 2024 年 12 月 28 日発効 -

目 次

第1章 総則

第1条	定義	p. 1
第2条	約款の適用	p. 2
第3条	割引運送	p. 2
第4条	貸切運送	p. 2
第5条	約款の変更	p. 2
第6条	適用約款	p. 3

第2章 貨物運送

【第1節 航空運送状】

第7条	荷送人による準備	p. 3
第8条	貨物の外見及び状況	p. 3
第9条	準備、補完又は訂正	p. 3
第10条	記入内容に関する責任	p. 3
第11条	変造	p. 3

【第2節 賃率及び料金】

第12条	適用賃率及び料金	p. 3
第13条	空港間の運送のみへの適用	p. 3
第14条	賃率及び料金の適用優先順位	p. 4
第15条	重量割引	p. 4
第16条	賃率及び料金に含まれない業務	p. 4
第17条	料金の支払	p. 4
第18条	端数の処理	p. 5
第19条	料金の基礎	p. 5
第20条	最低料金	p. 6
第21条	立替払手数料	p. 6
第22条	着払手数料	p. 6
第23条	航空運送状発行手数料	p. 6
第24条	未公示賃率及び未公示料金の構成	p. 6

【第3節 貨物の運送引受】

第25条	価額制限	p. 6
第26条	貨物の荷造及び荷印	p. 7
第27条	引受可能貨物	p. 7
第28条	条件付引受貨物	p. 7
第29条	特殊貨物に関する条件の違反に対する責任	p. 7
第30条	貨物の検査	p. 8
第31条	パレット・コンテナなどの単位搭載用具	p. 8

【第4節 運送中の貨物】

第32条	法令の遵守	p. 8
第33条	立替払及び税関手続	p. 8
第34条	運送中の貨物に対する運送人の権利	p. 8
第35条	スケジュール、経路及び取消	p. 8

【第5節 荷送人の貨物処分権】

第36条	処分権の行使	p. 9
第37条	荷送人の選択権	p. 9
第38条	費用の支払	p. 9
第39条	運送人の履行不能	p. 10
第40条	荷送人の権利の範囲	p. 10

【第6節 貨物の引渡】

第41条	荷受人に対する引渡	p. 10
第42条	到着通知	p. 10
第43条	荷受人による受取拒絶	p. 10
第44条	引渡場所	p. 10
第45条	変敗物の処分	p. 11
第46条	貨物添乗者	p. 11
第47条	出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送	p. 11
第48条	ターミナル・サービス料金	p. 11

第3章 旅客運送

【第1節 航空券】

第49条	航空券の発行	p. 11
第50条	航空券の有効性	p. 11
第51条	非譲渡性	p. 11
第52条	搭乗手続	p. 12

第53条	運送の拒否等	p. 12
第54条	条件付運送引受	p. 13
第55条	運送の制限	p. 13

【第2節 手荷物】

第56条	手荷物の受付の制限	p. 13
第57条	手荷物の検査等	p. 13
第58条	受託手荷物	p. 14
第59条	手荷物の受取及び引渡	p. 14
第60条	責任限度額を超える手荷物の申告及び従価料金	p. 14
第61条	適用法令等の遵守	p. 14
第62条	旅券及び査証	p. 14

第4章 運送人の責任

【第1節 貨物に関する責任】

第63条	相次運送人	p. 15
第64条	適用法令	p. 15
第65条	貨物に関する価額の申告	p. 15
第66条	貨物に関する責任制限	p. 15
第67条	貨物に関する損害賠償請求期限	p. 17
第68条	貨物に関する出訴期限	p. 17

【第2節 旅客に及び手荷物に関する責任】

第69条	旅客及び手荷物に関する責任制限	p. 17
第70条	旅客及び手荷物に関する損害賠償請求期限	p. 18
第71条	旅客及び手荷物に関する出訴期限	p. 18
第72条	使用人に対する適用	p. 18
第73条	法令違反条項	p. 19
第74条	改定及び権利放棄	p. 19

おことわり：日本語による国際運送約款は、お客様の参考のためのものであり、英語によるものが正文となっておりますのでご注意ください。

第1章 総則

第1条 定義

事前のとりきめとは、貨物の差出に先立って、荷送人と運送人との間でなされる特別の手配をいいます。

航空運送状とは、荷送人によって又は荷送人に代って作成された非譲渡証券で、運送人の路線上の貨物運送に係る、荷送人と運送人との間の契約を証するものをいいます。

適用法令等とは、法律、政令及び省令並びに官公署のその他の規制、規則、命令、要求及び要件であって、会社が行う旅客、手荷物又は貨物の運送に適用されるものをいいます。

手荷物とは、旅行にあたり旅客の着用、使用、娯楽又は便宜のために必要な又は適当な、旅客の物品、身廻品その他の携帯品をいい、別段の定めのない限り、受託手荷物及び持込手荷物の両方を含みます。

手荷物切符とは、受託手荷物を運送するための航空券の一部分で、会社が受託手荷物の受領証として発行するものをいいます。

手荷物合符とは、受託手荷物の識別のために運送人が発行する証票で、運送人により個々の受託手荷物に取付けられる手荷物合符(添付合符)と旅客に交付される手荷物合符(引換合符)とをいいます。

貨物とは、次のいずれかをいいます。

- (1) 「物品」と同義語で、郵便物及び手荷物を除く、航空機で運送され又は運送することができる一切の物をいいます。但し、航空運送状により運送される別送手荷物は貨物とします。
- (2) 「受託貨物」と同義語で、この約款に別段の定めのある場合を除き、運送人が一荷送人から一時に一ヶ所で受けた一個の又は数个の物品で、一口として一通の航空運送状により一到達地住所の一荷受人宛ての運送のために受領される物をいいます。

運送とは、「輸送」と同義語で、無償又は有償での貨物及び無償での旅客又は手荷物の航空輸送をいいます。

運送人とは、航空運送人をいい、航空運送状及び航空券を発行する航空運送人及び当該航空運送状により、貨物、旅客及び手荷物を運送し若しくは運送を引受けるすべての航空運送人又は当該航空運送に附随するその他の業務を行い若しくはそれを引受けるすべての航空運送人を含みます。

料金とは、貨物の運送に適用される賃率に基づき当該運送のために支払われる料金額又は貨物の運送と関連する特別の業務若しくは付随的業務のために支払われる料金額をいいます。

着払料金とは、荷受人から徴収すべく航空運送状に記入された料金をいいます。

受託手荷物とは、会社が保管する手荷物で、会社が手荷物切符及び手荷物合符を発行したものをいいます。

市内空港間サービスとは、運送人の市内貨物取扱所と出発地空港又は到達地空港との間の貨物の地上運送をいいます。

荷受人とは、運送人が貨物を引渡すべき者として航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

条約とは、次のいずれかの条約のうち、当該運送契約に適用されるものをいいます。

- 1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「ワルソー条約」といいます。)
- 1955年9月28日ハーグで署名された「1955年にハーグで改正されたワルソー条約」(以下「ハーグ改正ワルソー条約」といいます。)
- 1975年にモントリオール第四議定書で改正されたハーグ改正ワルソー条約(以下「モントリオール改正ワルソー条約」といいます。)
- 1999年5月28日モントリオールで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(以下「モントリオール条約」といいます。)

通関荷受人とは、「通関取扱代理人」と同義語で、荷受人に代り通関手続きを行うべく指定されている通関業者又はその他の荷受人の代理人をいいます。

日とは、暦に従う日数をいい、日曜日及び国民の祝日を含みます。但し、通知のための日数計算にあたっては、通知を発した日を数えません。また、最終日が日曜日又は国民の祝日にあたる場合、これを数えません。

配達サービスとは、到達地空港から荷受人の住所若しくは荷受人の指定代理人の住所又は関係官公署の要求に基づく当該官公署までの入国貨物の地上運送をいいます。

到達地とは、運送契約による最終目的地をいいます。

搭乗用片とは、旅客切符の一部分で、旅客の運送が有効に行われる特定の区間を明記している用片をいいます。

国際運送とは、条約が適用される場合を除き、運送契約により出発地といずれかの到達地が2国以上ある運送をいいます。この定義で使用する「国」には主権、宗主権、委任統治、権力又は信託統治の下にある全地域を含みます。

会社とは、日本貨物航空株式会社をいいます。

会社規則とは、この約款以外の貨物、旅客及び手荷物の国際運送に関する会社の規則及び規定(運賃、賃率及び料金の表を含みます)をいいます。

旅客とは、運送契約の下に航空機で運送される人をいいます。但し、乗務員を除きます。

旅客用片とは、旅客切符の一部分で、旅客にとって運送契約の証拠書類となるものをいいます。

旅客切符とは、会社が発行する旅客の運送するための航空券の一部分をいいます。

集荷サービスとは、集荷地点から出発地空港までの出国貨物の地上運送をいいます。

賃率とは、物品の単位重量(若しくは単位容積)又は単位価額の運送に対して運送人が申し受ける金額をいいます。

SDRとは、国際通貨基金の定める特別引出権(スペシャルドローイングライト)をいいます。SDR建てで示された額の各国通貨への換算は、次により行うものとします。

- (1) この約款の第65条においては、航空運送状の発行日に有効な当該通貨のSDR価値によります。
- (2) この約款の第66条第4項、及び第69条第3項、第4項においては、訴訟の場合にあっては最終口頭弁論終結の日に有効な当該通貨のSDR価値により、訴訟以外にあっては、支払うべき損害賠償金額の確定した日に有効な当該通貨のSDR価値によります。

受託貨物とは、積荷と同義語で、この約款に別段の定めのある場合を除き、会社が一荷送人から一時に一ヶ所で受けた1個又は数個の物品を一口として、1通の航空運送状により一到達地住所の一荷受人に宛てる運送のために受領される物をいいます。

荷送人とは、運送人と貨物運送契約を締結する当事者として、航空運送状にその名を記入されている者をいいます。

途中降機とは、運送人が事前に承認したもので、出発地と到達地との間の地点で旅客が行う計画的中断をいいます。

航空券とは、旅客及びその手荷物の運送のために会社が発行する「旅客切符及び手荷物切符」をいい、すべての搭乗用片、旅客用片その他の用片を含みます。

持込手荷物とは、受託手荷物以外の手荷物をいいます。

第2条 約款の適用

1. この約款及び会社規則の定めは、条約上のいかなる規定をも修正し又はいかなる権利をも放棄するものではありません。
2. 条約と抵触しない範囲において、この約款は、これに附属して公示した賃率及び料金により会社が行う貨物、旅客及び手荷物のすべての運送並びにこれに附随するすべての業務に対して適用されます。
3. この運送約款の一部条項について特約をした場合は、当該条項の定めにかかわらず、この特約事項が適用されます。

第3条 割引運送

割引運送に関しては、会社は、この約款の全部又は一部の適用を排除する場合があります。

第4条 貸切運送

会社との貸切運送契約に基づいて行われる貨物の運送に関しては、貸切航空便による運送に関する会社の約款が当該運送に適用されます。

第5条 約款の変更

会社は、この約款又はそれに基づく会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、会社のホームページ等への掲示を含む、インターネットの利用その他の適切な方法により運送約款の変更内容等を告知するものとします。

第6条 適用約款

貨物、旅客及び手荷物の運送は、会社による航空運送状及び航空券の発行日に有効なこの約款及び会社規則の定めに従います。

第2章 貨物運送

【第7節 航空運送状】

第7条 荷送人による準備

1. 荷送人は、会社が定める様式、方法及び枚数に従って航空運送状を作成し又は作成させ、会社が運送のため貨物を受託するときに、会社に引渡さなければなりません。但し、運送料金その他の料金は、確定している限りにおいて、会社が航空運送状に記入します。
2. 2以上の荷がある場合又は受託貨物のすべてを一航空機で運送することができない場合若しくは受託貨物のすべてを1通の航空運送状により運送することが官公署の指示又は会社の規則に違反する場合には、会社は、航空運送状を2通以上に分割して作成するよう又は作成させるよう荷送人に要求することがあります。

第8条 貨物の外見及び状況

貨物又は荷造の外見及び状況が良好でない場合、荷送人は、当該貨物の外見及び状況を航空運送状に記入しなければなりません。荷送人が当該記入をしなかった場合又は当該記載が不正確な場合、会社は、当該外見及び状況について航空運送状に記入し又は航空運送状上に訂正を記載することがあります。

第9条 準備、補完又は訂正

会社は、荷送人の明示又は黙示の要求により、航空運送状を作成することがあります。この場合には、反証がない限り、会社が荷送人に代り航空運送状を作成したものとしなします。貨物と共に差出された航空運送状に必要な記載事項の遺漏がある場合又は誤記がある場合、会社は、可能な限り航空運送状を補完し又は訂正しますが、その義務を負うものではありません。

第10条 記入内容に関する責任

荷送人は、荷送人が航空運送状に記入し又は会社が荷送人に代って航空運送状に記入した記入事項及び記載内容が正確かつ完全であることにつき会社その他のすべての者に対して責任を負います。荷送人が航空運送状を作成(又は補完)したかどうかを問わず、荷送人は、当該記入事項及び不適法、不正確又は不備のある記載内容により会社その他の者が受ける一切の損害に対して責任を負うものとします。

第11条 変造

会社は、毀損又は運送人以外のものにより変造された航空運送状を受付けません。

【第8節 賃率及び料金】

第12条 適用賃率及び料金

会社規則に別段の定めのある場合を除き、この約款及び会社規則の定めに基づく運送には、会社が適法に公示した賃率及び料金で、航空運送状の発行日に有効な賃率及び料金が適用されます。収受した賃率又は料金が上記に基づき適用される賃率又は料金でない場合には、各場合に依りて、その差額を荷送人若しくは荷受人に払戻し又は荷送人若しくは荷受人から追徴します。

第13条 空港間の運送のみへの適用

会社規則に別段の定めのある場合を除き、賃率及び料金は、出発地の空港から到達地の空港までの運送にのみ適用されます。

第14条 賃率及び料金の適用優先順位

会社規則に別段の定めのある場合を除き、会社規則に公示している通し賃率又は料金は、同一経路による同一地点間に適用する区間賃率又は区間料金を合算した賃率又は料金に優先して適用されます。

第15条 重量割引

同一の出荷形態での同一経路による同一地点間の同一品目につき、重量段階の異なる二つ以上の賃率がある場合、次のいずれか最も低額の料金が適用されます。

- (1) 当該貨物の重量に基づき、当該重量に適用される賃率により算出した料金
- (2) 当該貨物の重量に適用される重量段階よりも重い次の重量段階の重量に基づき、当該重量に適用される賃率により算出した料金
- (3) 貸切飛行機貨物に適用される料金

第16条 賃率及び料金に含まれない業務

公示賃率及び料金は、その公示賃率及び料金に示されている地点又はその地点に近接する地点の空港その他の着陸地間の貨物の航空運送に適用されます。会社規則に別段の定めのある場合を除き、当該公示賃率及び料金は、次の業務又は費用を含みません。

- (1) 会社が航空便を運航している空港における集荷サービス、配達サービス及び市内空港間サービス
- (2) 保管及び倉庫業務
- (3) 保険料
- (4) 前払費用
- (5) 貨物の通関のため会社その他の者(荷送人、荷受人、荷主又は会社の代理人として行為するかどうかを問いません)が支出する費用
- (6) 官公署により賦課徴収される手数料又は料料(公租公課を含みます。)
- (7) 荷造補修のために会社が支出する費用
- (8) 他の運送機関による出発地空港までの貨物の運送、貨物の積替若しくは到達地以遠への貨物の運送のための費用又は発地への貨物の返送のための費用
- (9) その他類似の業務又は費用

第17条 料金の支払

1. 料金は、為替関係法令及び官公署の規制に反しない、会社が指定する通貨であれば、賃率又は料金が公示されている通貨以外の通貨でも支払うことができます。公示賃率又は料金の支払通貨への換算は、会社が定める換算率により、次に従いなされます。
 - (1) 料金前払貨物(すなわち、運送のための貨物の受取にあたり荷送人により料金が支払われる貨物)の場合、航空運送状の発行日に有効な換算率が適用されます。
 - (2) 料金着払貨物(すなわち、引渡のときに荷受人により料金が支払われる貨物)の場合、貨物の到着通知が荷受人宛に発送された日に有効な換算率が適用されます。
2. 前払い若しくは着払の適用料金の全額、手数料、公租公課、諸費用、前払金及び会社が支出し又は支出させられた支払金並びに会社に支払われるべきその他のすべての金額は、貨物の滅失、紛失、毀損又は航空運送状に明記された到達地への未着にかかわらず、その全額が支払われなければなりません。貨物の滅失、紛失又は毀損に係る損害賠償請求はすべての運送費用の支払いがなされなければ受付けません。但し、貨物のどの部分も引渡されていない場合、当該貨物の運送料金が未払であったとしても、当該貨物に関する損害賠償請求を受付けます。なお、損害賠償額を当該運送費用から差引くことはできません。
3. 運送のため貨物が差出された時点で確定できない料金、費用又は立替金については、会社は、当該料金、費用及び立替金を補うに充分であると会社が認める概算額を会社に預入れるよう、荷送人に対して要求することができます。当該預入に伴う会社から荷送人に対し

ての残金の払戻又は荷送人から会社に対しての追加支払いについては、運送契約完了後の当該料金費用及び、費用及び立替金の額が確定した時点で清算します。

4. 会社が事前にクレジット供与に同意した場合を除き、貨物に適用されるすべての料金は、料金前払貨物(すなわち、運送のための貨物の受取にあたり荷受人により料金が支払われている貨物)の場合、会社がその貨物を引渡すときに、料金着払貨物(すなわち、引渡のときに荷受人により料金が支払われる貨物)の場合には、会社がその貨物を引渡すときに、現金又は会社の指定する他の支払手段で支払われなければなりません。
5. 荷送人は、すべての未払料金、前払金及び会社の立替金の支払並びに次の事由により会社が支払い又は蒙ったすべての経費、出費、罰金、科料、時間の空費、損害その他の金額の支払につき保障するものとします。
 - (1) 法令により運送が禁止されている品目の貨物への混入
 - (2) 荷印、荷番号、宛名若しくは荷造又は貨物の表示の不適法、不正確又は不備
 - (3) 輸出入許可書又は必要証明書若しくは書類の不存在、遅延又は不備
 - (4) 税関に対する不正な価格申告
 - (5) 重量又は容積についての不正確な記述

貨物の引渡を受けるにあたり又は運送契約上の他のすべての権利の行使にあたり、荷受人は、前払料金を除く上記料金、金額及び前払金の支払に同意するものとします。但し、この同意は、当該金額に対する荷送人の支払債務を免除するものではありません。

会社は、上記の支払の確保のため貨物に対し留置権を有するものとし、当該支払がなされない場合、その貨物を競売又は任意売却に付し(但し、売却に先立ち、会社は航空運送状に記入された住所の荷送人又は荷受人に宛ててその旨を郵便で通知します)、当該売却代金をもって上記支払金額の全部又は一部に充当する権利を有します。但し、当該売却は、不足金額に対する支払債務を免除するものではなく、荷送人及び荷受人は、連帯して当該支払債務を負担するものとします。当該留置権又は売却する権利及び前期費用を徴収する会社の権利は、現実に支払いがなされない限り、支払承認により影響され、消滅し又は損なわれるものではなく、また、上記支払金額を徴収する会社の権利は、貨物の引渡又は貨物の占有の放棄があっても影響され、消滅し又は損なわれるものではありません。
- (6) 貨物の総重量、寸法、数量又は申告価額が当初に運送料金の計算基礎となった総重量、寸法、数量又は申告価額を超過する場合、会社は、当該超過に基づく料金の支払を要求することができます。
- (7) 前払料金から着払料金への変更、又はその逆の変更もできます。但し、この要求は、貨物の荷受人又はその代理人への引渡前に荷送人により書面でなされた場合に限りです。

第18条 端数の処理

1. 賃率又は料金の計算の結果、端数のある額となる場合、会社規則に従い、所定の単位に四捨五入します。
2. 容積計算にあたっては、2 分の 1 センチメートル未満又は 2 分の 1 インチ未満の端数は切捨て、2 分の 1 センチメートル以上又は 2 分の 1 インチ以上の端数は 1 センチメートル又は 1 インチに切上げます。
3. 2 分の 1 キログラム以下の端数は 2 分の 1 キログラムとして料金を申し受け、2 分の 1 キログラムを超える端数は 1 キログラムとして料金を申し受けます。
4. 1 ポンド未満の端数は、1 ポンドとして料金を申し受けます。
5. 容積の計算は荷の最大容積に基づくものとし、数個の荷が一緒に結わえつけられている場合、結わえつけられた荷全体の最大容積に基づきなされます。最大容積は、荷の最大高、最大幅及び最大長の相乗積とします。

第19条 料金の基礎

会社規則に別段の定めのある場合を除き、運送のための賃率及び料金は、貨物の総重量に基づく料金又は総容積に基づく料金のいずれか高い額に、従価料金が適用される場合、これを加算したものとし、次の定めに従い算出します。

1. 料金は、出発地空港で決定された重量又は容積に基づき次に示す方法により計算し、より高い額となるものを申し受けます。
 - (1) 適用賃率又は料金がキログラム単位で公示されている場合、料金は、貨物の総重量に基づいて申し受けます。この場合、重量 1 キログラム当り 6,000 立方センチメートルを超える貨物は、6,000 立方センチメートルを 1 キログラム、3,000 立方センチメートル以下の容積を 2 分の 1 キログラム、3,000 立方センチメートルを超える容積を 1 キログラムとして、それぞれ料金を申し受けます。
 - (2) 適用賃率又は料金がポンド単位で公示されている場合、料金は、貨物の総重量に基づいて申し受けます。この場合、重量 1 ポンド当り 166 立方インチを超える貨物は、166 立方インチ又はその端数を 1 ポンドとして、料金を申し受けます。
2. (1) 価額に基づく料金が適用されるかどうかを問わず、荷送人は、運送にあたってのすべての貨物の価額を航空運送状面に申告しなければなりません。
(2) 当該価額申告はいかなる金額においてもすることができ、「NVD(無申告)」という記載でも当該申告をしたことになります。
3. (1) 運送にあたっての申告価額が会社規則に定める価額を超える貨物について、会社規則に従って従価料金を申し受けます。
(2) 従価料金を適用する場合のキログラム当り又はポンド当りの貨物の価額は、運送にあたっての荷送人の申告価額を貨物の実総重量で除したものとします。

第20条 最低料金

会社規則に別段の定めのある場合を除き、適用賃率及び貨物の実重量(又は容積)に基づき算出された料金の総額(従価料金を除きます)が、会社規則に定める貨物 1 件当りの最低料金よりも低額の場合、当該最低料金を申し受けます。

第21条 立替払手数料

荷送人からの要求に基づき、会社は、運送料金、荷車運送料、保管料、会社以外の者が行う搭載又は取卸のための手数料、公租及び通関手数料等の立替払金として航空運送状に記載された金額を荷受人から徴収します。立替払金額の徴収及び荷送人への送金に対しては、会社規則に定める手数料を申し受けます。立替払金額の変更は、貨物の荷受人又はその代理人への引渡前に、荷送人により書面でなされなければなりません。

第22条 着払手数料

着払料金扱いに対しては、会社規則に定める手数料を到達地空港において申し受けます。

第23条 航空運送状発行手数料

会社が航空運送状を作成又は保管する場合、会社は、会社規則に定める手数料を申し受けます。

第24条 未公示賃率及び未公示料金の構成

2 地点間の賃率又は料金を特定して公示していない場合、当該賃率又は料金は、会社規則に従い構成されます。

【第9節 貨物の運送引受】

第25条 価額制限

1. 運送にあたっての受託貨物の申告価格が 100,000 米国ドル(又はその相当額)を超える場合、会社は、事前のとりきめがなされない限り、運送を引受けません。
2. 一航空機で運送する一口の受託貨物又は数口の受託貨物の価額限度は、2,000,000 米国ドル(又はその相当額)とします。一口の受託貨物についての荷送人による申告価額が当該限度額を超える場合、同一航空機で運送することはできず、会社の判断のみにより、2 以上の航空機に分割して運送することができます。貨物の申告価額の合計が本条の定め違反し又は違反することとなるような貨物については、会社は、同一航空機での当該貨物の運送を拒否することができます。

第26条 貨物の荷造及び荷印

1. 荷送人は、貨物が通常の取扱により安全に運送されるような方法で、かつ、人又は財産に損傷を与えないような方法で適切に梱包されていることを確実なものとする責任を負います。各荷には、荷送人及び荷受人の氏名及び住所地番を明瞭に、かつ、消えないように記入しなければならない。
2. 会社規則に定める高価品を含む荷は、会社が認められる方法で封印しなければなりません。

第27条 引受可能貨物

会社規則に別段の定めのある場合を除き、貨物を取扱うために必要な種類及び機能の適当な機材があり、かつ、郵便物の搭載後の許容搭載量に余裕がある場合、会社は、あらゆる種類の雑貨、物品、製品及び生産物の運送を引受けます。但し、次の各号を条件とします。

- (1) 当該品目の運送又は輸出入が出発国、到達国、予定された経由国又は通過国の法令又は規則により禁止されていないこと
- (2) 当該品目が航空機による運送に適した方法で梱包されていること
- (3) 当該品目に運送のため必要な書類が添付されていること
- (4) 当該品目が航空機、人若しくは財産に危険を与え又は乗客に迷惑をかけるおそれのないこと

第28条 条件付引受貨物

1. 会社が定める次の物品は、会社規則に定める条件に従ってのみ、運送を引受けます。
 - (1) 銃器
 - (2) 遺体及び遺骨
 - (3) 生きている動物(家畜、鳥、爬虫類、魚、貝、昆虫及び愛玩動物を含みますが、これらに限るものではありません)
 - (4) 変敗物
 - (5) 火薬類、高圧ガス、引火性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射線物質、腐食性物質、及び健康、安全又は財産に著しい危険を及ぼす恐れのあるような物質等の危険物
2. 会社は、料金前払貨物扱又は料金着払貨物扱のいずれでも貨物の運送を引受けます。但し、会社は、次の貨物については、事前のとりきめがなされない限り、料金着払貨物扱での運送をしません。
 - (1) 自由を拘束されている人宛ての貨物
 - (2) 政府機関宛ての貨物(政府機関が適当な証明書を提示して出荷する場合を除きます)
 - (3) 商品販売価額が当該貨物の運送料金より低い貨物
 - (4) 変敗物を内容とする貨物
 - (5) 通貨規制又は会社の規則により、料金着払貨物扱での貨物の引渡を禁止している国宛ての貨物
 - (6) 生きている動物(家畜、鳥、爬虫類、魚、貝、昆虫及び愛玩動物を含みますが、これらに限るものではありません)
 - (7) 遺体及び遺骨を内容とする貨物
 - (8) 別送手荷物
3. 異常な重量、形状又は大きさの荷又は物品は、事前のとりきめがなければ運送を引受けません。貨物の安全な取扱いのため特別の設備を必要とする貨物は、当該特別設備を荷送人又は荷受人が準備して操作しその費用を負担する場合にのみ引受けます。
4. 貨物の単位面積当たり重量が会社規則に定める床面搭載制限重量を超える貨物には、当該貨物を搭載する航空機内で使用する適当な受木又は受台を取付け、単位面積当たりの重量が床面搭載制限重量以下になるようにしなければなりません。当該受木又は受け台の重量は、当該貨物の重量に加重されます。

第29条 特殊貨物に関する条件の違反に対する責任

運送引受禁止貨物又は条件付運送引受貨物に関する条項の違反に対する責任は、その貨物の荷送人及び荷主が負うこととし、当該貨物の運送により生ずる一切の滅失、紛失、損失、毀損、遅延、責任又は科料につき、両者は連帯して会社を免責するものとします。

第30条 貨物の検査

会社は、すべての貨物の梱包及び内容を検査する権利及び貨物に関連して提出された情報及び書類が正確であるか又は充分であるかを調査する権利を有しますが、その義務は負いません。

第31条 パレット・コンテナなどの単位搭載用具

荷送人がパレット・コンテナ等の単位搭載用具に積付けを行う場合、荷送人は、会社の積付け指示を守らなければなりません。荷送人は、会社の指示を守らなかったことによる結果に対して責任を負い、会社を免責するものとします。

【第10節 運送中の貨物】

第32条 法令の遵守

1. 荷送人は、貨物の運送にあたっての到達国及び出発国、予定された経由国又は通過国の、貨物の荷造、運送又は引渡その他に関するすべての法令、税関、その他の官公署の規則を遵守し、かつ、当該情報を提供し、当該法令及び規則を遵守するため必要な書類を、航空運送状に添付しなければなりません。荷送人は、上記義務を遵守しなかったことに起因する損害について、会社に対して責任を負います。会社は、当該情報又は書類が正確であるか又は充分であるかを調べ直す義務を負いません。また、会社は、荷送人が本項の定めに従わないために生ずる損失又は費用について、荷送人、荷受人その他の者に対して責任を負いません。
2. 会社が適用法令、官公署の規則、要求、命令又は指示により、貨物の運送を拒絶する必要があると相当なる注意をもって善意で決定し運送を拒絶する場合、会社は、いかなる責任も負いません。

第33条 立替払及び税関手続

会社は、貨物に関する公租公課又は費用を前払し又は立替払しますが、その義務は負いません。また、荷送人、荷主及び荷受人は、連帯して当該前払金及び立替金の支払につき責任を負わなければなりません。荷送人があらかじめ支払う場合を除き、会社は、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港に遠への運送に関するいかなる費用をも支払い又は前払いする義務を負いません。ある地点で貨物の通関手続きをする必要がある場合、貨物は、航空運送状面に通関荷受人として記名されている者に当該地点で引渡されたものとみなします。但し、航空運送状面に当該通関荷受人の記名がないときは、会社又は会社が指定する通関荷受人に引渡されたものとみなします。上記の目的のために会社が認証した航空運送状の写しは、原本とみなされます。

第34条 運送中の貨物に対する運送人の権利

運送中、運送前又は運送後に貨物がある地点で何らかの目的のために留め置く必要があると会社が判断した場合、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に通知した上で、会社は、その貨物の荷送人、荷主及び荷受人又はそのいずれかの者の計算において、その危険と費用で貨物を倉庫その他の保管可能な場所で保管し若しくは税関当局に引渡又は荷受人に宛て前途運送するために、貨物を他の運送機関に引渡します。上記の措置に伴い受ける一切の費用又は危険については、当該貨物の荷送人、荷主又は荷受人は連帯して責任を負い、会社を免責するものとします。

第35条 スケジュール、経路及び取消

1. 時刻表又はその他のところに示されている時刻は、予定であって、保証されたものではなく、また、運送契約の一部をなすものでもありません。貨物の運送開始日時若しくは完了日時又は引渡日時については、特定の日時を確約しません。会社は予告なしに運送人又は航空機を変更することがあります。会社規則に別段の定めのある場合を除き、会社は、特定の航空機若しくは特定の経路により貨物を運送すること又は特定のスケジュールに従っていずれかの地点で接続をすることに対して、何らの義務も負うものではありません。航空運送状面に記載された経路にかかわらず、会社は、貨物の運送経路を選定し又は逸脱することがあります。この場合、荷送人は、すべての料金及び立替金の支払を保証することとします。
2. 会社は、時刻表その他のスケジュールの表示上の誤記又は遺漏に対し責任を負いません。会社の職員、代理人又は代表者は、発着の日時又は航空便の運航につき陳述し又は表示し、それによって会社を拘束する権限を有しません。

3. 会社は、次の事由のため妥当と判断した場合には、予告なしに、航空便若しくはその後の運送の権利を取消し、打切り、迂回させ、延期させ、遅延させ又は早発させ、また、貨物の全部又は一部を搭載せずに航空便を出発させることができます。
- (1) 会社の管理不能な事実(気象条件、不可抗力、ストライキ、暴動、騒擾、出入港停止、戦争、敵対行為、動乱又は国際関係の不安定をいいますが、これらに限定するものではありません)で、現実に発生し、発生のおそれがあり若しくは発生が報告されているものまたはその事実 directly 若しくは間接的に起因する遅延、要求、条件、事態若しくは要件
 - (2) 予測、予期又は予知し得ない事実
 - (3) 官公署の規制、命令、要求又は指示
 - (4) 労働力、燃料若しくは設備の不足又は会社その他の者の労働問題
4. 会社の要請にもかかわらず、荷送人が請求料金の全部若しくは一部の支払を拒絶した場合、会社は、貨物の運送を取消することができます。この場合、会社は、当該取消に対し一切責任を負いません。
5. 航空便若しくはその後の運送が前記の事由により、到達地以外の地点で取消され、打切られ、迂回され、延期され、遅延され、又は早発された場合、会社は、当該事態につき一切責任を負いません。前記の事由により貨物の全部又は一部の運送が打切られた場合、会社は、荷送人の負担でそれを倉庫に保管し、荷送人若しくは荷受人の負担で当該貨物を他の経路で前途運送し又は荷送人もしくは荷受人の負担で、荷送人若しくは荷受人に代りその代理人として、他の運送機関により前途運送することができます。前記の事由により貨物の全部又は一部の運送が打切られた場合、積替若しくは引渡しのための又は当該貨物を保管するための貨物取扱人に対する会社による貨物の引渡は、航空運送状に基づく完全な引渡とみなし、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人又は荷受人に宛てて貨物の当該処分の通知を発する以外に何らの責任も負いません。
6. 適用法令、官公署の規制及び命令に基づき、会社は、適正かつ公正な方法で各受託貨物間または受託貨物と他の物品、郵便及び旅客との間の運送の優先順位を決定するとともに、いついかなる地点においても運送する物品と運送しない物品又は取卸す物品を決定し、一口の貨物の全部又は一部を搭載せずに航空便を出発させることがあります。

【第11節 荷送人の貨物処分権】

第36条 処分権の行使

貨物の処分権は、荷送人により行使されなければならない、かつ、一航空運送状の下での受託貨物の全体に対して適用されなければなりません。貨物に対する処分権は、荷送人が荷送人に交付された航空運送状の一部を提示した場合にのみ行使することができます。処分に関する指図は、会社の定める書式による書面で会社に対しなされなければなりません。処分権の行使の結果、荷受人に変更が生ずる場合、当該新荷受人を航空運送状に当初から記載されていた荷受人とみなします。

第37条 荷送人の選択権

荷送人は、運送契約上のすべての義務を履行することを条件とし、かつ、会社、他の運送人又は他の荷送人の権利を損なわないような方法で処分権を行使することを条件として、次のいずれかにより貨物を処分することができます。

- (1) 出発地空港又は到達地空港で貨物を取戻す
- (2) 運送の途中で着陸の際に貨物を留め置く
- (3) 航空運送状に記載した荷受人以外の者に対し到達地又は運送の途中で貨物を引渡させる
- (4) 出発地空港への貨物の返送を請求する

第38条 費用の支払

荷送人は、処分権の行使の結果、会社の受けた損失又は損害に対して責任を負い、かつ、会社を免責するものとします。荷送人は、処分権の行使により生じたすべての費用を会社に支払わなければなりません。

第39条 運送人の履行不能

第 36 条の定めにもかかわらず、会社が荷送人の指図に従うことができないと判断する場合、会社は、荷送人の当該処分権の行使を拒絶することができます。この場合、会社は、速やかに荷送人に対し、その旨を通知します。当該通知に要する費用は、貨物の運送費用としてこれを追徴します。

第40条 荷送人の権利の範囲

荷送人の処分権は、貨物が到達地に到着後、荷受人が貨物若しくは航空運送状を受取り若しくは引渡しを請求又は貨物受取の意思表示をしたときに消滅します。但し、荷受人が航空運送状若しくは貨物の受取を拒んだとき又は運送人が荷受人を知ることができなかったときは、当該処分権は、引き続きに荷送人に帰属するものとします。

【第12節 貨物の引渡】

第41条 荷受人に対する引渡

1. 航空運送状に別段の指定がある場合を除き、貨物の引渡は、航空運送状面に記載された荷受人に対してのみ行います。但し、当該荷受人がその貨物運送に参加している人数の運送人の一人である場合、引渡は、通知されるべき者として航空運送状面に指定されたものに対して行います。適用法令又は税関規制の定めるところにより貨物を税関その他の官公署に引渡し、会社が荷受人に対し荷受人が貨物の引渡を受けるために必要な許可を交付し、かつ、第 42 条に定める到着通知を発送した場合、荷受人に対する引渡は有効になされたものとみなします。
2. 貨物の引渡は、荷受人の受領書と引換えに、かつ、航空運送状及びこの約款の条項に従って行います。

第42条 到着通知

第 47 条の定めに従い貨物が到達地空港以遠に運送される場合を除き、別段の指示がない場合、貨物の到着通知は、通常の方法により、荷受人又は航空運送状に明示された到着通知先に対して行います。会社は、当該通知を受信しなかったこと又は当該通知の受信遅延に対しては責任を負いません。

第43条 荷受人による受取拒絶

1. 第 45 条の定めが適用される場合を除き、引渡地への到着後荷受人が貨物の受取を拒絶し又は貨物を受け取らない場合、会社は、航空運送状面に記載された荷送人の指図に従うよう努力します。当該指図が記載されていない場合又は当該指図に従うことが困難な場合、会社は、荷受人が受取らない旨を荷送人に通知し、荷送人の指図を求めます。もし当該指図が 30 日以内に得られなかった場合、会社は、当該貨物を一括して又は数口に分割して競売又は任意売却に付すか、滅却又は廃棄することができます。
2. 荷送人及び荷主は、貨物を受取らなかったことに起因するすべての料金及び費用に対し責任を負います。当該料金及び費用等の中には、荷送人の指図により返送した場合、貨物の返送にあたり支払った運賃を含みますが、これに限るものではありません。貨物が出発地空港に返送された場合であって、荷送人又は荷主が支払を拒絶し又は当該返送後 15 日以内に当該支払を行わないとき、会社は、航空運送状に記載された住所の荷送人に対し処分する旨を 10 日前に通知し、競売又は任意売却により貨物の全部又は一部を処分することができます。
3. 到達地又は貨物が返送された地点での前 2 項に定める貨物の売却の場合、会社は、当該売却代金をもって、会社及び他の運送機関のすべての料金、前払金及び費用並びに売却経費の会社及び他の運送機関に対する支払に充てることができ、残額があれば荷送人の指示に従い保管します。当該貨物の売却は、会社に対する不足額の支払債務につき、荷送人又は荷主を免除するものではありません。

第44条 引渡場所

会社が別段の指定をしない限り又は会社規則に別段の定めのない限り、荷受人は、到達地空港で貨物の引渡を受けて貨物を受取らなければならない。

第45条 変敗物の処分

変敗物を内容品とする貨物が会社の管理下にあるときに遅延し又は到達地で引取がなされず若しくは引取が拒絶され又はその他の事由により腐敗するおそれがある場合、会社は、直ちに会社及び他の利害関係者のために必要な措置をとります。当該措置には、貨物の全部又は一部の破壊又は破棄、荷送人の危険と負担とで指図を求めて連絡をとること、荷送人の危険と負担とでの貨物の全部又は一部の保管、競売又は任意売却による貨物の全部又は一部の予告なしでの処分を含みますが、これらに限るものではありません。当該貨物の売却は、会社に対する料金及び費用の支払債務につき荷送人を免除するものではありません。

第46条 貨物添乗者

貨物その他の財産、航空機又はその乗務員の安全のために必要な場合、会社は、事前の取り決めにより貨物に付添う目的で貨物添乗者を運送します。会社規則に別段の定めのある場合を除き、当該添乗者の運送は、本約款の定めに従います。

第47条 出発地空港までの運送及び到達地空港以遠への運送

航空運送状面に記載された貨物(又はその貨物を含む梱包)は、出発地空港の会社の貨物ターミナル又は空港事務所での受取のときから到達地空港までにつき運送を引受けます。明示の合意があれば、航空運送状面に記載された貨物(又はその貨物を含む梱包)は、出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送についても引受けます。当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を会社が行う場合、当該運送は、第4章第1節に定める責任条項と同一の条件で行います。上記以外の場合、貨物の出発地空港までの運送又は到達地空港以遠の運送にあたり、運送契約上会社が航空運送状を発行した運送人又は最後の運送人であるときは、会社は、各場合に応じて荷送人、荷主又は荷受人の代理人としてのみ当該運送を手配します。この場合、会社は、当該附随的運送から発生する損害については、会社自身の故意又は過失に起因するものであることが証明されない限り、一切責任を負いません。荷送人、荷主及び荷受人は、当該出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送を実施するために必要なすべての権限を会社に委任することとし、当該委任権限には、出発地空港までの運送又は到達地空港以遠への運送のための運送手段及びその運送経路の選択(ただし、航空運送状に荷送人が特に指定している場合を除きます)、運送書類の作成及び受領(当該運送書類には責任を免除し又は制限する規定を含むことができます)並びに航空運送状上の価額申告にかかわらず価額無申告での貨物の託送に関する権限を含みますが、これらに限るものではありません。

第48条 ターミナル・サービス料金

会社規則に定めるターミナル・サービス料金は、航空運送状に記載された荷送人又は荷受人がそれぞれの場合に応じて負担することとし、当該サービスを会社が行う場合に徴収します。

第3章 旅客運送

【第3節 航空券】

第49条 航空券の発行

会社は、運送に有効な会社の航空券を各旅客に対して無償で発行することとし、その行為は、旅客及び手荷物の運送についての旅客との契約の締結となります。

第50条 航空券の有効性

航空券は、航空券に記載された経路による出発地の空港から到達地の空港までの運送に対してのみ有効です。各搭乗用片は、その搭乗用片に示された航空便に対してのみ有効です。

第51条 非譲渡性

航空券は、譲渡できません。運送を受ける権利を有するもの以外の者が提示した航空券により会社が運送を引受けても、会社は、当該運送に関わる真の権利者に対し責任を負いません。当該運送を受ける権利を有するものによる認諾の如何にかかわらず、航空券が当該権利者以外

の者により現に使用された場合、会社は、当該不法使用に起因する不法使用者の死傷、又は不法使用者の手荷物その他の携帯品の紛失、滅失、毀損若しくは延着に対し責任を負いません。

第52条 搭乗手続

1. 旅客は、会社が指定する時刻までに(時刻を特に指定していないときは搭乗便の出発までに搭乗手続及び出国手続を完了できるよう十分な時間の余裕をもって)、会社の搭乗手続カウンター及び搭乗ゲートに到着しなければなりません。
2. 旅客が定められた時刻までに会社の搭乗手続カウンター若しくは搭乗ゲートに到着しない場合、又は到着しても出入国手続書類その他の必要書類が不備で旅行に出発できない場合、会社は、その旅客の予約を取消すことができ、当該便の出発を遅らせることはありません。
3. 本条の定め旅客が従わなかったことによる損害について、会社は、旅客に対して責任を負いません。

第53条 運送の拒否等

会社は、会社の相当なる判断の下に、次の各号のいずれかに該当すると決定した場合には、旅客の運送を拒否し、又は、旅客を降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取り扱いとします。なお、本項第(5)号③又は④の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置を取ることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。

- (1) 運航の安全のために必要な場合
- (2) 出発国、到達国又は通過国等の関係国の適用法令等に従うため必要な場合
- (3) ① 旅客が第 62 条第 1 項第(2)号に該当する場合
② 旅客が、出入国手続書類その他の必要書類を破棄するなど、乗継地の国へ不正に入国しようと試みるおそれのある場合
③ 会社が不正な入国を防止するため受領証と引換えに乗務員に出入国手続書類その他の必要書類を預けるよう要請したときに、旅客がその要請に応じなかった場合
- (4) 旅客が第 57 条に該当する場合
- (5) 旅客の行為、年齢又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
① 会社の特別の取扱いを必要とする場合
② 他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
③ 当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合
④ 運航乗務員の乗務を阻害し、又はその指示に従わない場合
⑤ 会社の許可を得ることなく、携帯電話、携帯ラジオ、電子ゲーム機又はその他の電子機器を機内で使用する場合
⑥ 機内で喫煙する場合（喫煙には、紙巻たばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、その他の喫煙器具を使用する場合を含む）
- (6) 旅客が提示する航空券が、次のいずれかに該当する場合
① 不法に取得されたもの又は航空券を発行する運送人以外の者が発行したもの
② 紛失又は盗難の報告が出されているもの
③ 偽造されたもの
④ いずれかの搭乗用片が故意に毀損されたもの、又は運送人以外の者によって変更されたもの
なお、上記①から④のいずれかに該当する場合、会社は、当該航空券を保管することができます。
- (7) 航空券を提示する者が、自らを航空券の「旅客氏名」欄に記載されている者であると立証できない場合。この場合、会社は、当該航空券を保管することができます。

第54条 条件付運送引受

その状況、年齢又は精神的若しくは身体的状態から判断して、自身に危険又は危害をもたらすおそれがあるような旅客を運送する場合、会社は、当該状況、年齢又は精神的若しくは身体的状態に起因する死傷、病気若しくは障害又はそれらの悪化若しくは結果に対して、一切責任を負いません。

第55条 運送の制限

航空機への搭載量がその許容搭載量を超えるおそれがある場合、会社は、運送する旅客又は手荷物を会社規則に従い制限することがあります。

【第4節 手荷物】

第56条 手荷物の受付の制限

1. 会社は、次の物品を手荷物として受け付けません。
 - (1) 第1条で定義された手荷물에該当しない物品
 - (2) 国際民間航空機関(ICAO)及び国際航空運送協会(IATA)の危険物取扱規則並びに会社規則で定められた物品等、航空機、人名又は財産に危険を及ぼすおそれのある物
 - (3) 出発国、到達国又は通過国の適用法令等によりその運送が禁止されている物品
 - (4) 重量、寸法、形状又は壊れ易い若しくは変質・腐敗するおそれがある等、その物品の性質を理由として会社が運送に適さないと判断した物品
 - (5) 生きている動物
 - (6) 銃砲刀剣類等。ただし、会社規則に別段の定めのある場合を除きます。
2. 会社は、前項によって手荷物として運送することを禁じられた物品の運送を拒否し、かつ、適宜必要な措置をとることができます。また、会社は、発見次第そのような物品の前途の運送を拒否することができます。
3. 会社は、壊れ易い若しくは変質・腐敗するおそれのある物品、貨幣、宝石類、貴金属、有価証券、証券その他の高価品、書類、旅券等旅行に必要な身分を証する文書、又は見本を受託手荷物として受け付けません。
4. 会社は、通常の取扱いによる運送に耐えられるようにスーツケースその他の容器で適切に梱包されていない場合、その手荷物を受託手荷物として運送することを拒否することができます。
5. 手荷物として運送することが禁止されているか否かを問わず、第1項で規定された物品が運送される場合には、この約款中の手荷物運送に適用される責任限度及びその他の規定が適用されます。

第57条 手荷物の検査等

1. 航空保安上(航空機の不法な奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます)その他の事由により会社が必要と認めた場合、会社は、本人又は第三者の立会いを求めて、開被点検その他の方法により手荷物の検査をすることがあります。
また、会社は、旅客又は第三者の立会いがいない場合でも、第56条第1項で定められた物品を旅客が所持し又は旅客の手荷物に入っていないかを検査することができます。
2. 航空機の不法な奪取、管理若しくは破壊の行為の防止のため、会社が必要と認めた場合には、旅客の着衣又は着具の上からの接触、金属探知機等の使用により旅客の装着する物品の検査をすることがあります。
3. 会社は、旅客が第1項の検査に応じない場合には、当該手荷物の搭載を拒絶することがあります。
4. 会社は、旅客が第2項の検査に応じない場合には、当該旅客の搭乗を拒絶することがあります。
5. 会社は、第1項又は第2項の検査の結果として第56条第1項に定める手荷物の禁止制限品目に該当する物品が発見された場合には、当該物品の持込み若しくは搭載を拒絶し、又は必要な処分をすることがあります。

第58条 受託手荷物

この約款に定めるいかなる条項も、運送人が手荷物の運送を受託していない区間につき、手荷物を委託する権利を旅客に認めるものではありません。

第59条 手荷物の受取及び引渡

1. 旅客は、到達地又は途中降機地で、手荷物が受取り可能な状態になり次第、その手荷物を受取らなければなりません。
2. 会社は、手荷物の受託時に発行された手荷物切符及び手荷物合符の所持人に対してのみ、当該手荷物の引渡を行います。
但し、手荷物の引渡を請求する人は、手荷物合符を提示できない場合でも、手荷物切符を提示し、その手荷物を他の方法で特定できる場合には引渡を受けることができます。
会社は、手荷物切符及び手荷物合符の所持人がその手荷物の引渡を受ける正当な権利者で有るかどうかを確認する義務を負いません。
会社が正当な権利者かどうかを確認しなかったことに起因する損害について、会社は、一切責任を負いません。
3. 前項に定める手続に従い手荷物の引渡を受けることができない場合、その人が当該手荷物の引渡を受ける正当な権利者であることを会社に十分に立証し、会社から請求されたときは、当該引渡をなしたことにより会社が受ける損害を賠償する旨を十分に保証したときにのみ、会社は手荷物の引渡を行います。
4. 適用法令等による規制がなく、また諸般の状況から可能な場合、会社は、手荷物切符及び手荷物合符の所持人の申出により、出発地又は予定外の寄航地で受託手荷物を引渡す場合があります。
出発地又は予定外の寄航地で手荷物を引渡す場合、会社は、当該手荷物につき支払われないかなる料金をも払い戻しません。
5. 手荷物切符及び手荷物合符の所持人が、引渡しの際に書面により異議を述べないで手荷物を受取った場合、その手荷物は、反証がない限り、良好な状態で、かつ、運送契約に従って引渡されたものと推定します。

第60条 責任限度額を超える手荷物の申告及び従価料金

手荷物の価額が第 69 条第 4 項及び第 5 項所定の責任限度額を超える場合、旅客は、当該手荷物の価額を申告することができます。当該申告がなされた場合、会社は、会社の行う運送に対し、従価料金として、超過価額の 100 米国ドル又はその端数につき 50 米国セントの割合で料金を申し受けます。ただし、一旅客の手荷物の申告価額は、2,500 米国ドルを限度とします。

第61条 適用法令等の遵守

旅客は、出発国、到達国又は通過国等関係国の適用法令等並びに会社規則及び会社の指示に従わなければなりません。

出入国手続書類その他の必要書類の取得又は適用法令等の遵守に関連して、会社の役員、従業員又は代理人が口頭、書面その他の方法により旅客に対して行った援助又は案内等については、会社は一切責任を負いません。

また、当該援助又は案内等の結果として、旅客が当該書類を取得できなかったこと又は当該適用法令等に従わなかったことについても、会社は一切責任を負いません。

第62条 旅券及び査証

1. (1) 旅客は、出発国、到達国又は通過国等関係国の適用法令等によって必要とされるすべての出入国手続書類その他の必要書類を、会社に対し提示しなければなりません。
また、旅客は、相当なる判断の下に会社が必要と認めた場合には、会社がこれら書類の写しを取り、それを保管することに同意します。
但し、会社が出入国手続書類その他の必要書類の提示を旅客より受けた上で当該旅客の運送を行ったとしても、会社は、当該書類が適用法令等に適合していることを旅客に対して保障するものではありません。
- (2) 会社は、適用法令等に従わない旅客又は出入国手続書類その他の必要書類に不備のある旅客の運送を拒否します。

2. 会社は、旅客が本条に従わなかったことにより受ける損害について一切責任を負わず、また、旅客が本条に従わなかったことにより会社に損害を与えた場合には、旅客は当該損害を会社に賠償するものとします。
3. 旅客は、要求があれば、税関その他の政府官公署による受託手荷物又は持込手荷物の検査を受けなければなりません。会社は、旅客がこの定めに従わなかった場合には、旅客に対して何らの責任も負いません。
旅客がこの定めに従わなかったことにより会社が損害を受けた場合、旅客は、当該損害を賠償するものとします。
4. 会社は、適用法令等により旅客の運送を拒否しなければならない場合、又は合理的な判断により旅客の運送を拒否する場合には、いかなる責任も負いません。
5. 旅客は、官公署、空港係員又は会社による保安検査を受けなければなりません。

第4章 運送人の責任

【第3節 貨物に関する責任】

第63条 相次運送人

- 1 通の航空運送状により、2 以上の運送人が相次いで行う運送は、単一の取扱とします。

第64条 適用法令

1. 条約の適用を受けない国際運送の場合を除き、会社が行う運送には、運送の中断又は積み替えがあるかどうかを問わず、当該運送に適用になる、条約に定められた責任に関する規定及び制限が適用されます。
2. 前号の定めと抵触しない範囲内において、会社が行うすべての運送及びその他の業務は、次の定めに従います。
 - (1) 適用法令(条約を補足する国内法又は条約に定める「国際運送」でない運送に対し、条約の規定を準用している国内法を含みます)、官公署の規制、命令及び指示
 - (2) この約款及び会社規則(これらは、会社の営業所及び会社が定期便を運航している空港の事務所で閲覧することができます)。
3. 条約の適用上、予定寄航地(必要に応じて、運送人はこれを変更することがあります)は、出発地及び到達地を除く、運送経路上の予定寄航地として、航空運送状若しくは航空券に記載され又は運送人の時刻表に示されている寄航地とします。

第65条 貨物に関する価額の申告

荷送人が引渡しの際に貨物の価額を申告する機会が与えられたことを認め、かつ、航空運送状面に「運送にあたっての荷送人の申告価額」として記載された金額が 1 キログラムあたり 26SDR を超える場合、その金額が荷送人の申告価額となることを了承します。

第66条 貨物に関する責任制限

会社の責任は次のとおりとします。ただし、条約又は適用法令に別段の定めがある場合において、本条の規定が、当該条約若しくは適用法令の定めよりも運送人の責任を免除し、又は当該条約若しくは適用法令で定める責任の限度よりも低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。

(挙証責任)

1. 本条第 2 項及び第 3 項に定める場合を除き、貨物の運送又はそれに附随して会社が行うほかの業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失、毀損又は延着の場合における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであるときには、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(1)から(3)のいずれかに該当すること、その他その損害が会社の故意又は過失に起因して生じたものでないことが証明された場合においてはこの限りではありません。
 - (1) 会社が法令、官公署の規制、命令若しくは指示に従ったことにより若しくは荷送人、荷受人その他の者がこれらに従わなかったことにより又は会社の管理できない事由により直接又は間接に生じた破損、滅失、紛失、毀損又は延着による損害

- (2) 貨物の固有の欠陥又は性質にのみ起因する破損、滅失、紛失又は毀損(貨物の内容品に起因するものも含みます)による損害(気象、気温若しくは高度の変化、通常の露出又は運送時間により品質が低下し又は腐敗するおそれのあるものを内容品とする貨物は当該品質の低下又は腐敗による損失又は損害につき、会社が一切責任を負わないことを条件として運送を引受けます)
- (3) 動物の運送に係る損害、紛失、延着、病気又は死亡による損害(会社は、荷送人及び荷受人が会社規則に従うとともにその動物についてすべての責任を負うことを条件として運送を引受けます)
2. モントリオール改正ワルソー条約の適用を受ける貨物の又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合(延着の場合は含まれません)、における損害については、会社は、その損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が以下に定める(1)から(4)のいずれかの原因から生じたものであることが証明された場合においては、その範囲内において、この限りではありません。
- (1) 貨物の固有の欠陥又は性質
- (2) 会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人若しくは代理人以外のものによって行われた貨物の荷造りの欠陥
- (3) 戦争又は武力紛争
- (4) 貨物の輸入、輸出又は通貨に関する法令、官公署の規制、命令又は指示
3. モントリオール条約の適用を受ける貨物の運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する貨物の破損、滅失、紛失又は毀損の場合(延着の場合は含まれません)における損害については、会社はその損害の原因が航空運送中に生じたものであることのみにより、荷送人、荷受人その他の者に対し責任を負います。ただし、その損害が前項に定める(1)から(4)のいずれかの原因から生じたものであることが証明された場合においては、その範囲内において、この限りではありません。

(責任限度額)

4. (1) 運送のための料金は、荷送人の申告価額を基礎として算出されており、会社のすべての責任は、いかなる場合にも、航空運送状面に記載された、「運送にあたっての荷送人の申告価額」を超えることはありません。荷送人による当該申告がない場合、会社の責任限度額は、破損し、滅失し、紛失し、毀損し又は延着した貨物 1 キログラムあたり 26SDR とします。ただし、ワルソー条約又はハーグ改正ワルソー条約の適用を受ける運送の場合であって、会社又は自己の職務を遂行中の会社の使用人又は代理人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生じるおそれがあることを知りながら行った作為(不作為を含みます)により損害が生じたことが証明されるときは、この限りではありません。
- (2) すべての損害賠償請求にあたっては、実損額を証明しなければなりません。

(その他の責任制限)

5. 荷受人又はその他の引渡を受ける権利を有する者に対する貨物の全部ではなく一部の引渡しの場合又は貨物の全部ではなく一部の破損、滅失、紛失、毀損又は延着の場合、当該未引取部分又は損害部分に関する会社の責任は、その貨物の部分又は内容品の価額にかかわらず、重量に基づく按分額とします。
6. 荷送人及び荷受人が自己の物品に起因して他の貨物又は会社の財産に毀損又は破損を与えた場合、当該荷送人及び荷受人は、それによって会社が受けた一切の損失及び費用を会社に賠償しなければなりません。会社は、その内容品である荷送人又は荷受人の物品に起因して航空機、人又は財産に危険を及ぼすおそれのある貨物については、通告なしに、いつでも破棄することができ、この場合、会社は、会社のなした措置につき一切責任を負いません。
7. 会社が他の運送人の路線の運送のために航空運送状を発行する場合、会社は、当該運送人の代理人としてのみ行為をします。会社は、会社の路線以外で生じた貨物の破損、滅失、紛失、毀損又は遅延に対しては、責任を負いません。但し、会社が運送契約上の最初の運送人である場合であって、当該破損、滅失、紛失、毀損又は延着につき、この約款に定める条項に従い荷送人が会社に対して請求することができるとき、又は会社が運送契約上の最後の運送人である場合であって、引渡を受ける権利を有する荷受人が会社に対して請求することができるときは、この限りではありません。
8. 会社は、この約款及び会社規則に従う運送から生じた間接損害若しくは特別損害又は懲罰的損害賠償に対して、会社がその損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。

9. 損害賠償請求者又は請求の被承継者の故意又は過失が、損害の原因又は原因の一部となった場合、会社は、その故意又は過失が損害の原因又は原因の一部となった程度まで、責任を全部又は一部免除されます。

第67条 貨物に関する損害賠償請求期限

1. 貨物の引渡を受ける権利を有する者が異議を述べないで貨物を受け取った場合、当該貨物は、反証がない限り、良好な状態で、かつ、運送契約に従って引渡されたものと推定します。
2. 貨物に破損又は毀損(内容品の数量の不足の場合も含みます)があった場合には、その受取日から 14 日以内に、延着があった場合には、その貨物の引渡しを受ける権利を有する者がその貨物を 処分することができた日から 21 日以内に、滅失又は紛失(引渡不能の場合も含みます)があった場合には、航空運送状の発行日から 120 日以内、又は航空運送状が発行されなかった場合には、運送人が輸送のために貨物を受け取った日から 120 日以内に、当該貨物の破損又は毀損が発生したおおよその日時及び賠償請求の明細を明確に記載した書面を会社の事務所に提出しなければ、いかなる損害賠償請求も認められません。
3. 人の死傷に係る損害賠償請求を除き、前項に定める以外のすべての損害賠償請求は、航空運送状の発行の日から 270 日以内に文書によりなされなければなりません。

第68条 貨物に関する出訴期限

貨物の責任に関する会社に対する訴えは、到達地への到達の日、航空が到達すべきであった日、又は運送の中止の日から 2 年以内に提起しなければならず、その期間の経過後は提起することができません。

【第4節 旅客及び手荷物に関する責任】

第69条 旅客及び手荷物に関する責任制限

運送又はそれに附随して会社が行う他の業務に起因する旅客の死亡若しくは負傷その他の身体の障がい、旅客若しくはその手荷物の延着、又は旅客の手荷物の滅失若しくは毀損(以下総称して「損害」といいます)に関する会社の責任は、条約又は適用法令等に別段の定めのある場合を除き、次のとおりとします。なお、旅客の側に故意又は過失があった場合、適用法令等に従うものとします。

1. 会社は、会社の過失に因らない持込手荷物に対する損害について、一切責任を負いません。持込手荷物の搭載、取卸又は積替にあつて会社の役員、従業員又は代理人が旅客に与えた援助は、単なるサービスに過ぎません。
2. 会社は、会社が適用法令等に従ったことにより若しくは旅客がこれらに従わなかったことにより、又は会社の管理できない事由により直接又は間接に生じた旅客及び手荷物の損害について、一切責任を負いません。
3. モントリオール条約以外の条約が適用される場合
 - (1) 会社は、条約に定める国際運送で、会社が行う運送について、条約第 22 条第 1 項の定めに従い、次のとおり同意します。
 - ① 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいに係る損害賠償請求に関して、条約第 22 条第 1 項に基づき定められた各旅客に対する責任限度額を援用しません。但し、後記②に定める場合を除き、会社は、そのような損害賠償請求に関して、条約第 20 条第 1 項その他適用法令等の下で可能な抗弁権を放棄するものではありません。
 - ② 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいに係る損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く 151,880SDR までは、条約第 20 条第 1 項に定める抗弁権を援用しません。
 - (2) この定めは、故意に損害を惹起し旅客の死亡又は負傷その他の身体の障がいをもたらした人より又はその人を代理して、若しくはその人に関して提起された損害賠償請求に関する会社の権利に影響を及ぼすものではありません。
4.
 - (1) モントリオール条約が適用される運送の場合、会社の手荷物責任限度は、旅客 1 人あたり 1,519SDR とします。
 - (2) 前号で定められた場合を除き、受託手荷物の場合には、会社の責任限度は、1 キログラム当り 19SDR とし、持込手荷物の場合には、会社の責任限度は、旅客 1 人あたり 380SDR とします。いかなる場合にも、会社の責任は、旅客が受けた実損額を超えることはありません。損害賠償請求にあたっては、旅客が損害額を証明しなければなりません。

- (3) 前 2 号に定められた限度額は、旅客が事前により高い価額を申告し、かつ、第 60 条に従って従価料金を支払った場合は適用されません。この場合、会社の責任は、当該高額の特高申告額を限度とします。いかなる場合にも会社の責任は、旅客が受けた実損額を超えることはありません。損害賠償請求にあたっては、旅客が損害額を証明しなければならない。
5. アメリカ合衆国、カナダ又は会社規則で定めるその他の国の国内地点を出発地又は到着地とする受託手荷物の場合にも、会社の責任は、前項の規定に従います。この場合、個々の受託手荷物の重量は、32 キログラム(70 ポンド)を超えないものとみなします。(前項(2)が適用される場合における会社の責任限度額は、608SDR となります。)
6. 上記第 4 項(2)が適用される場合であって、旅客に対する受託手荷物の一部の引渡しの場合又は受託手荷物の一部の損害の場合には、その未引渡部分又は損害部分に関する会社の責任は、当該受託手荷物の部分又は内容品の価額に関係なく、重量を基礎とした按分額とします。
7. 会社は、旅客の手荷物の内容品に起因した旅客の手荷物に対する損害について、責任を負いません。旅客が自己の物品により他の旅客の手荷物又は会社の財産に損害を与えた場合、当該旅客は、それによって会社が受けた一切の損失及び費用を会社に賠償しなければなりません。
8. 旅客の受託手荷物に含まれている壊れ易い若しくは変質・腐敗するおそれのある物品、貨幣、宝石類、貴金属、有価証券、証券その他の高価品、書類、旅券等旅行に必要な身分を証する文書、又は見本に対する損害については、会社は、それが含まれていることを会社が了知していたかどうかを問わず、責任を負いません。
9. 会社は、この約款の規定上手荷物とはならない物品の引受を拒否することがあります。但し、当該物品を会社が受領したときは、当該物品は、手荷物価額及び責任限度の適用を受けます。
10. 会社は、この約款及び会社規則に従う運送から生じた間接損害若しくは特別損害又は懲罰的損害賠償に対しては、会社がその損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。
11. この約款に定める場合を除き、会社は、条約上認められる全ての抗弁権を留保します。第三加害者について、会社は、すべての支払に関して、その一部又は全部につきすべての求償権を留保します。

第70条 旅客及び手荷物に関する損害賠償請求期限

手荷물에毀損があった場合には、毀損の発見後直ちに(遅くともその受取の日から7日以内に)、延着又は紛失若しくは滅失があった場合には、手荷物を受け取った日(延着の場合)又は手荷物を受け取ることができたであろう日(紛失又は滅失の場合)から21日以内に、それぞれ当該手荷物の引渡を受ける権利を有する者が会社の事務所に對し異議を述べなければ、いかなる損害賠償も認められません。

すべての異議は、書面で、上記に定められた期間内に発送することにより述べなければなりません。運送が条約の適用を受ける国際輸送ではない場合には、損害賠償請求者が次の事項を証明するときは、当該異議通知をしなかった場合にも、訴訟を提起することができます。

- (1) 正当な理由で当該通知をすることができなかったこと
- (2) 会社側の作為により当該通知がなされなかったこと
- (3) 会社が旅客の手荷物に対する損害を知っていたこと

第71条 旅客及び手荷物に関する出訴期限

旅客及び手荷物の責任に関する会社に対する訴えは、到達地への到達の日、航空機が到着すべきであった日、又は運送の中止の日から2年以内に提起しなければならず、その期間の経過後は提起することができません。

第72条 使用人に対する適用

この約款及び会社規則に定める会社の責任の排除又は制限に関する一切の規定は、自己の職務を遂行中の会社の代理人、使用人又は代表者並びに運送のために会社が使用する航空機の保有者及び自己の職務を遂行中の当該代理人、使用人又は代表者に対しても適用されます。これらの者に対して請求できる賠償総額は、会社の約款上の限度額を超えないものとします。

第73条 法令違反条項

航空運送状、航空券又はこの約款及び会社規則に定める規定が、強行法規、官公署の規則、命令又は指示に違反する場合であっても、当該規定は、それらと抵触しない範囲内において依然として有効です。ある規定が無効となっても、その他の条項に影響を与えるものではありません。

第74条 改定及び権利放棄

会社の代理人、使用人又は代表者は、運送契約又はこの約款及び会社規則のいかなる規定をも変更若しくは改定し又はいかなる権利をも放棄する権限を有しません。

附則

第1条 適用期日

この運送約款は、2024(令和 6)年 12 月 28 日から適用します。